

第 12 回 亘理町入札監視委員会 議事概要

○開催日時 令和 5 年 7 月 24 日 13 時 30 分～16 : 00 まで

○開催場所 亘理町役場 2 階大会議室

○亘理町入札監視委員

委員長 佐藤 英世（大学院教授）

委 員 奥村 誠（大 学 教 授）

委 員 真田 昌行（弁 護 士）

委 員 阿部 純子（税 理 士）

○説明員

都市建設課：都市建設課長、都市整備班長、副班長、主査

上下水道課：上下水道課長・施設班長・副班長

財 政 課：主事

○事務局

財政課：財政課長、管財班長、主査

○開催内容

- ・開会のあいさつ（亘理町入札監視委員会 佐藤委員長）

- ・報告

入札及び契約手続きの運用状況等について（財政課長）

総合評価方式対象工事について（財政課主査）

- ・審議（詳細については別紙のとおり）

- ・審議結果

意見の具申又は勧告 無し

○次回抽出委員 佐藤委員長（委嘱が確定し委員の変更が無い場合）

○入札及び契約手続きの運用状況に関する質問及び意見

委員会 入札業務に関し亘理町は真摯に取り組んでいる。

取組状況について具体的なものもあれば抽象的なものもあった。

入札制度改革についてホームページ等で公表しているか。

事務局 入札監視委員会の議事概要については完成次第ホームページに公表している。

委員会 公表した内容について業者や住民から意見はあるか。

事務局 意見要望問合せは数が少ないがあった。

○総合評価方式対象工事に関する質問及び意見

委員会 学識経験者からの意見聴取について、宮城県仙台土木事務所の職員を学識経験者として意見聴取していると判断できる。複数の学識経験者がいて、1 工事につき 2 名の学識経験者から検聴するというイメージか。

事務局 はい。そのとおりです。土木 3 名建築 3 名を宮城県仙台土木事務所から推薦いただき、亘理町が学識経験者として委嘱します。

工種によりその中から 2 名の学識経験者から意見を聴取している。

委員会 学識経験者の意見には価格以外の評価項目も対象となるか。

事務局 価格評価及び価格以外の評価項目を含めて意見調書の対象となる。

委員会 調査基準価格と失格基準価格について 2 つの価格の範囲であれば、調査のうえ工事施工に支障が無いと確認できれば落札できるということか。

事務局 はい。そのとおりです。

委員会 価格評価点算定グラフについて、発注者としては予定価格と調査基準価格の範囲で入札されることが望ましいと見受けるが、調査基準価格と失格基準価格の間で入札されることについてはどのようなイメージがあるか。

事務局 調査基準価格と失格基準価格範囲内の入札においてはダンピングや契約不履行の恐れがある。その入札者に対してヒアリング等を行い調査する。

委員会 総合評価方式対象工事とする基準は何か。

事務局 亘理町総合評価競争入札実施要綱第 2 条に記載のとおり総合評価競争入札の対象となる工事は、設計金額 5,000 万円以上の工事のうち、入札価格及び価格以外の要

素を総合的に評価することが妥当と認められる工事とする。

委員会 学識経験者から意見聴取するとあるが、宮城県仙台土木事務所の職員の意見だけと同じ意見が出ることが想定される。学識経験者二人のうち一人は仙台市職員など別の組織から意見聴取することで良い意見が得られるのではないか。

事務局 亘理町が総合評価方式対象工事の入札を実施するのは約10年ぶりとなる。総合評価方式対象工事の入札を実施済みの近隣自治体の多くが宮城県の土木事務所職員を学識経験者としていたため亘理町も倣った。

また、この方式で意見聴取を行うことで入札執行に要する時間と事務量も軽減される。

審査（令和４年度下半期入札案件の中から、阿部委員が５件を抽出）

審議案件①

令和４年度 亘理町立吉田中学校校舎給水配管改修工事

工事番号 11140013 号

入札方式 一般競争入札

種 別 管工事

入札公告 令和５年２月１６日

入札開札 令和５年３月３日

申込業者 １者

予定価格 20,447,900 円（税込）

契約金額 18,700,000 円（税込）落札率 91.45%

抽出理由 申込数が１者と少なく、金額も比較的大きいもの。

委員会 工事の期間は使用していない春休みに施工することが読み取れる。時期的に対応できる業者が少ないことも読み取れる。設計業務が完了しないと工事ができなかったのか事情を教えてほしい。

説明員 文科省の国庫補助を活用しており、その内容が年度内施行ということなのですが、特記仕様書に延長可能と記載している。設計業務が一度入札不調になったことから施工が遅れてしまった。

委員会 交付決定日は。

説明会 ９月１日。

委員会 事務処理を早くすることはできなかったのか。

説明員 国に交付決定を早めるようお願いしたが、この時期となった。

委員会 設計業務が入札不調になったことが工事発注の遅れた原因と考える。

説明員 この事業は基本単年度業務であるが、繰越の理由に対して国の承認が下りる時期が遅くなったため工事が遅れた。

委員会 入札不調の原因は。

説明員 亘理町が示した条件だけでは設計できないと意見があり設計を見直した。

審議案件②

令和 3 年度 (地道交)町道西郷東郷線道路改良工事(繰越)

工事番号 11131001 号

入札方式 一般競争入札(総合評価競争入札)

種 別 土木一式工事

入札公告 令和 4 年 9 月 1 5 日

入札開札 令和 4 年 1 0 月 2 1 日

申込業者 1 0 者(辞退無し)

予定価格 56, 049, 400 円 (税込)

契約金額 48, 323, 000 円 (税込) 落札率 86. 22%

抽出理由 金額が比較的大きく、総合評価落札方式を採用しているもの。

委員会 事前公表は予定価格のみ。予定価格の 87. 5%が調査基準価格で 85%が失格基準価格となり、価格評価点は 80 点となる。価格以外の評価点があることは良いことと考える。総合評価方式該当の基準は。

予定価格、調査基準価格、失格基準価格について、事前に公表されているのは予定価格のみでよい。

決定基準の資料では、予定価格の 80%が失格基準価格、85%が調査基準価格となっている。この場合、調査基準価格までが 80 点となるのか。

また、配点表を見ると、太田工務店が落札した結果が確認できる。価格評価点が 79 点以上の業者は他にも存在するが、太田工務店はその他の評価で 24 点を獲得し、最も多い点数を取得している。障害者雇用の実績なども評価に組み込まれていることは非常に良いと思う。

併せて総合評価方式を採用する基準について教えてほしい。

事務局 価格評価点の%は一例なので工事により%が変わる。

総合評価方式の基準は亘理町の要綱により設計金額 5000 万以上で妥当と認められる工事が該当となる。競争することで発注者が有利となる工事が該当となる。

総合評価の点数について、資料に記載されたグラフは工事の内容によって割合が変動するため、すべての工事において一概に適用できない。失格基準価格を下回る応札は失格となり、満点入札率で応札した場合は価格評価点が最も高い

80 点になる。

また、調査基準価格を下回る入札については履行能力調査、つまり低入札価格の調査が行われる。

委員会 総合評価方式は低く入札したほうが有利になるか。

予定価格の設定は異なるか。

事務局 予定価格の設定は異なる。

委員会 過去の実績において規模は問うか。

事務局 同種工事の記載同等以上が過去の実績となる。

審議案件③

令和５年度 亘理町庁舎・保健福祉センター警備業務委託

工事番号 32031013 号

入札方式 指名競争入札

種 別 物品・役務等（役務の提供 施設管理）

指名通知 令和４年１２月２２日

入札開札 令和５年１月２０日

指名業者 １１者（うち辞退６者）

予定価格 86,278,500 円（税込）

契約金額 71,940,000 円（税込）落札率 83.38%

抽出理由 指名競争入札の中で最も金額が大きく、辞退数が６者と多かったもの。

委員会 辞退理由に具体的記載があるものと無いものがある理由は。

説明員 辞退理由は選択肢に該当のものは選択肢記載の理由となり、選択肢に該当しない場合は理由を個別記載している。

委員会 長期継続契約は警備ではよくあることか。

説明員 警備は長期継続契約が妥当と考える。

委員会 辞退多数に対する対策は。

説明員 雇用情勢を考慮し入札参加業者を通常の８者から１０者に増やした。

委員会 業務の習熟性を考えれば同じところに長期で委託したいのは理解できる。この業種は何年という決まりはあるのか。

説明員 業種により担当者が判断している。厚生労働省公表の求人倍率の高さから人員の確保が難しいことが想定されたため、５年と判断した。

審議案件④

令和４年度 旭台地区調整池清掃業務委託

工事番号 32160008 号

入札方式 指名競争入札

種 別 物品・役務等（役務の提供 施設管理）

指名通知 令和４年１１月２４日

入札開札 令和４年１２月２日

指名業者 ７者（うち辞退２者）

予定価格 19,982,600 円（税込）

契約金額 9,317,000 円（税込）落札率 46.63%

抽出理由 落札率が比較的低いもの。

委員会 入札書で辞退した業者の辞退理由は。

事務局 通常は事前に辞退届を提出することになるが、当日の入札で先に行われた入札で落札したため作業員の確保が難しいと判断したため。

委員会 このような場合の辞退理由の分類は。

事務局 辞退理由の集計ではその他として扱っている。

委員会 入札価格にばらつきがある理由は。

説明員 国の基準が無いので見積を徴収して積算しているが、基準が無いため業者の個性が出た。

委員会 入札に参加している業者から見積もりを取っているか。

説明員 徴収している。

委員会 辞退理由に積算期間が短いとあるがどうか。

事務局 辞退した業者の手持ち工事が時期的に多かったか、積算担当者の業務繁忙期だったと想定できる。

委員会 参考見積を取った業者は積算に時間を要さず、それ以外の業者は積算期間が短いと判断したのでは。

説明員 工種が単純なので積算時間は十分に確保されていると考える。

委員会 積算見積もりを特定の業者から徴収すること自体が競争に有利不利に働くと想定される。ランダムに抽出する手法は取っているか。

説明員 見積徴収業者の選定はバランスを考えて行っているが決まりはない。

委員会 公共の積算基準が無いことは理解したが、最低制限価格の基準は。

事務局 工事のみ最低制限価格を設定している。品質の確保が明確なものはプロポーザルを用いている。

審議案件⑤

令和４年度 荒浜雨水ポンプ場５号ポンプ改修工事

工事番号 10160008 号

入札方式 随意契約

種 別 機械器具設置工事

指名通知 令和４年１２月２２日

入札開札 令和５年１月１３日

指名業者 １者

予定価格 55,660,000 円（税込）

契約金額 55,550,000 円（税込）落札率 99.80%

抽出理由 随意契約の中で金額が最も大きいもの

委員会 ５号ポンプはいつ導入したものか。修理の取り決めはあるか。

説明員 平成 13 年に導入しており、毎年定期的に引き上げて点検をしている。

委員会 令和４年の委員会からの意見で物品納入と保守の契約を一括して行うことで安価になるのではとあるが、どう考えるか。

説明員 点検は委託となり、修理は工事となる。

委員会 点検業者が機器の不具合を申し出たら、系列が修理を行うと競争が働かない。何か考えはあるか。

説明員 更新の際はランニングコストを考えて行いたい。

委員会 このような大型の設備は場所にもよるので特注になるはわかるが、一部でも特注ではない物を整備することはできるか。

説明員 ポンプ場は既製品が全くない。すべて受注生産である。一部汎用品を組み込むことを想定した場合は設備全体の仕様がかわってくるため難しいと考える。更新より修繕が安価なうちは随意契約の修繕で対応したい。